

計画の工程		捕獲計画数の工程	時期・内容
市町村原案の作成			R6. 12月下旬：県⇒市町村 モニタリング中間結果を基にした市町村原案作成依頼
		仮決定	R7. 1月上旬：県 年末までの捕獲数を基に捕獲数シミュレーション①実施
			R7. 1月中旬：県⇒市町村 捕獲数シミュレーション①結果送付
			R7. 1月中旬：市町村 市町村原案における捕獲計画数を決定 年末までの捕獲数、捕獲数シミュレーション①結果、予算要求の動向等を踏まえて決定する。
	地域実施計画の作成		R7. 1月末：市町村⇒県（各C） 市町村原案提出 ・群れの行動域が複数の市町村にまたがる場合等は、該当する市町村で対策の方向性について調整を行う（各地域群れ計画作業部会等）。
			R7. 2月：県（各C） 各地域実施計画（案）の作成 ・市町村原案を取りまとめ、地域実施計画（案）を作成する。 ・群れごとの事業実施計画では、市町村原案の実績図と計画図を取りまとめた図を作成する。
			R7. 2月中旬：県・市町村 各群れ管理の方向性の検討 群れ管理の方向性や目標頭数、捕獲数シミュレーション②の作成方向（何年度で目標頭数に到達させるか）の変更を検討する場合等、県（各C・支援C含む）、関係市町村、学識経験者でWEB打合せ等を実施する。
			R7. 2月下旬：各地域協議会 各地域実施計画策定の審議
	実施計画の作成		R7. 3月：サル検討委員会⇒サル対策専門部会⇒鳥獣総合対策協議会 実施計画策定の審議 審議では、最終的な捕獲計画数は事務局（県）へ一任していただく。
		最終決定	R7. 4月上旬：県 年度末までの捕獲数を基に捕獲数シミュレーション②実施
			R7. 4月中旬：県⇒市町村 捕獲数シミュレーション②結果送付
			R7. 4月下旬：市町村⇒県（各C経由） 実施計画における捕獲計画数を決定・報告 シミュレーション②と予算措置状況や捕獲実施体制等を踏まえて、捕獲計画数を決定・報告する（維持する群れのみ／除去する群れは不要）。
			R7. 5月上旬：県 実施計画（案）の作成 ⇒捕獲許可手続き ・地域実施計画（案）を基に捕獲許可に必要な内容（捕獲計画数等）を記載した実施計画（案）を各Cに共有 ・これをもって各Cは捕獲許可手続きを開始する。 ・捕獲許可期間は計画策定後から翌年度5月末までを設定できる。
			R7. 5月下旬：県 実施計画策定・公表